

# 平成30年度志摩市予算編成方針

平成30年度の当初予算編成にあたっては、「志摩市予算編成及び執行に関する規則」及び下記の事項に留意のうえ、予算要求書等提出書類を作成し提出期限までに提出してください。

## 1．経済状況と国の動向

内閣府が公表した平成29年8月の月例経済報告によると、景気については、「緩やかな回復基調が続いている。」としています。また、先行きについては「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」とする一方、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としています。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」、「規制改革実施計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」、「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行するとともに、「未来への投資を実現する経済対策」を具体化するため、平成28年度第2次補正予算、平成29年度予算を円滑かつ着実に実施し、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長する道筋をつけるとしています。

また、地方財政については「経済財政運営と改革の基本方針2017」等を踏まえ、働き方改革や人材投資、子ども・子育て支援等に適切に対応するとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進していくための安定的な税財政基盤の確保が課題とされていることから、今後も情報収集に努め、適宜対応していく必要があります。

## 2．本市の財政状況

本市の財政状況については、財政健全化アクションプログラムに基づく行財政改革や職員数の削減の成果等もあり、平成24年度を除き平成21年度以降は実質単年度収支の黒字が続き、一時は6億円を下回っていた財政調整基金についても平成28年度末には48億円を超えるまでに至りました。財政健全化法に基づく健全化判断比率においては、地方債残高が減少したことに加え、基金残高が増加したことで将来負担比率の良性傾向は継続していますが、交付税算入率の高い合併特例債を最大限活用してもなお公債費の増加により、実質公債費比率は上昇しました。また平成28年度決算における経常収支比率は2.8%悪化し95.2%となり財政の硬直化が進む結果となっています。

以上から、近年の財政状況は改善している面はあるものの、人口減少・高齢化による市税収入の減少や、平成32年度の本算定に向けた普通交付税の合併算定替の縮減に

より、歳入減の傾向が継続し、予断を許さない状況が続いているといえます。

平成30年度については、歳入では普通交付税の合併算定替の段階的縮減が4年目となるため、前年度と比較して一般財源の総額は減少する見込みであり、歳出では公債費の増加、扶助費や繰出金等の社会保障関連経費の増高も懸念されるため、さらに厳しい財政状況となる見込みです。

### 3. 予算編成の基本方針

平成30年度予算においては、厳しい財政状況のなか、本市の更なる発展に向けた施策を推進するとともに、持続可能で安定的な財政運営の両立を図るため、次の視点を踏まえて予算編成に取り組むものとします。

#### (1) 「市民と語り 市民と創る」市政の推進

市長の市政運営の基本理念である「市民と語り 市民と創る」を基本理念とし、以下の8つの項目を重点に、全庁を挙げてその進捗を図ることとします。

- 生活と暮らしの支援
- 獣害対策
- ポストサミットと観光振興、産業振興
- 教育環境の充実
- 医療体制の整備・福祉の充実
- ごみ・環境行政の向上
- 防災対策
- 空き家・空き施設対策

#### (2) 志摩市創生総合戦略の実行

人口減少による諸課題を克服するため、本市が持つ優位性や多彩な地域資源等を最大限に活用し、行政だけでなく、市民・団体・事業者が心を一つにしてスピード感をもって「地方創生」に取り組んでいく必要があります。「志摩市人口ビジョン」を踏まえて策定された「志摩市創生総合戦略」には平成31年度までに本市の講じる具体的な施策と各施策における数値目標が設定され、効果が不明瞭、または検証できない事業は改善・廃止するなど適切な進捗管理を行うことが求められるため、予算編成においても「志摩市創生総合戦略」を踏まえ、その目標達成に向けた施策展開を行うとともに、実施中の事業についても徹底した検証を行い、事業の実効性を高めるものとします。

#### (3) 第2次総合計画の推進

「第2次総合計画」の将来像「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち」の実現に向け必要な施策を推進していく必要があります。

第2次総合計画においては、以下の6つの基本目標が設定されています。

#### 基本目標

- 自然とともに生きるまちづくり
- 安全・安心なまちづくり
- 産業が元気なまちづくり
- 誰もが健やかで助け合うまちづくり
- 人と文化を育むまちづくり
- 市民のために市民と築くまちづくり

#### (4) 第2次財政健全化アクションプログラムの実行

厳しい財政状況を乗り越えるためには、将来を的確に見据えた計画性の高い財政運営を実現することが極めて重要であり、将来にわたり持続可能な財政運営を実現するための指針である財政計画の目標達成に向けて第2次財政健全化アクションプログラムの基本方針及び個別方針に基づく取組内容を確実に予算に反映していくこととします。

### 4. 予算編成に係る留意事項

#### (1) 基本的事項

予算は、年間総合予算として編成してください。従って年度途中の補正は、「災害等不可避的な要因によるもの、制度改正によるもの、行政運営上早急に措置しなければならないもの」とします。

議会及び監査委員の意見や指摘事項等については趣旨を十分検討し、速やかな改善を図るとともに、陳情等についても事業の必要性や緊急性を踏まえて検討し、適切に対応してください。

市政懇談会や市民集会などにおける市民・自治会の意見・要望及び各種団体からの要望等については、緊急性を考慮し、費用対効果を含め、長期的視点で広く市民に求められているか、その必要性・妥当性を十分に検討し、対応してください。

行政ニーズの多様化に伴い、複数の課に関連する、あるいは類似する事業の実施が見込まれる場合は、事業の整理統合と効率化を図る観点から、関係課間で十分に調整のうえ予算要求してください。

事業設計にあっては、その財源として国・県補助金の補助率、選択基準、対象範囲等の情報を的確に把握し、地方債、交付税措置の他、PPP/PFIを含めた最適

な手法を十分に調査・検討するとともに、法制度の変更等についても適切に対応してください。また補助事業であったとしても単独事業と同様に経費の節減に努めてください。

将来における財政負担（維持管理経費、更新経費など）を慎重に検討し、単年度の資金収支のみにとらわれず、ライフサイクルコストとして、初期費用と運用費用を総合的に判断して予算要求してください。

全ての事業予算について見直しを徹底し、必要最小限の見積額としてください。特に事業の廃止や管理方法等の見直しにより不要となった予算は新年度において確実に減額してください。また新規事業を予算要求される際には、部局内の業務量も勘案のうえ、旧来の事業を廃止または整理縮小するなど実現に向けた体制を明確にするとともに、その財源についても、スクラップアンドビルドを原則として枠配分予算の範囲内で収まるよう調整したうえで予算要求してください。また事業の目的や効果については十分に検討して具体化するとともに、根拠となる資料等を適宜準備してください。

## （２）歳入に関する事項

### 市税

法改正、経済動向を十分に勘案し、確実かつ最大限の年間収入見込額を計上してください。特に税負担の公平を期するため課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めてください。

### 分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入

過去の実績等を勘案し、見込みうる限りの収入を的確に把握するとともに、受益者からの徴収金についても応益負担の原則による適正な負担とするなど、増収に努めてください。

### 国庫支出金及び県支出金

事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助金ということのみで安易に受け入れることなく、主体的な判断に基づき計上してください。国・県の制度改正や予算編成の動向に留意し、最新の情報により、その廃止、縮減等の状況把握に努め、関係機関と十分連絡をとり、的確に予算計上してください。

### 市債

合併特例債を含め、計画的かつ適正な範囲に市債の発行を抑制する必要がありますので、安易に市債に頼ることなく、事業を厳選するとともに市債以外の新規財源の発掘に努めてください。

## その他の収入

額の多少にかかわらず、すべての収入について極力把握するとともに、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税制度など、従来の枠にとらわれず、様々な手法によって新たな財源を発掘するなど、積極的に収入の確保に努めてください。

### (3) 歳出に関する事項

#### 人件費

時間外勤務手当については、事務処理の効率化などの事務改善を進めるとともに、部局内職員の調整・協力体制など運用によって極力縮減するよう努めてください。

#### 物件費

事務経費（市単独・庁内管理経費）としての賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等は、節減を徹底し、業務のスリム化に努めてください。

#### 維持補修費

公共・公用施設の維持管理については、現状把握に努め、施設の設置者として事故発生時の管理責任等を問われることのないよう、適正に予算措置をしてください。特に老朽化の著しい施設については、撤去又は使用禁止の措置を含め、市民に事前に周知するなど適切な対応をしてください。

#### 補助費等

各種団体に対する補助金、負担金については、事業の内容、実績、効果等を十分に精査してください。団体からの要求内容や過去の決算内容を分析し、繰越金の有無等により補助金額の検討に努めてください。なお要求額は、「志摩市補助金等交付基準」に従って適正な額を計上するものとし、各種協会等の会費的な負担金は適宜見直しを行い、脱会等も含めて必要性を十分に検討してください。

#### 投資的経費

緊急性や必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分に検討し、整備計画の延長や事業規模の縮小、段階的整備を図るなど、財源に無理のない、計画的・効果的に実施可能な事業計画を示してください。特に財源的に多額の市債発行や一般財源を要する事業については、上記の観点をふまえ十分に精査を行ってください。

補助事業については国・県の財源措置の動向に留意し、真に必要とされる事業の選択を行うとともに、より有利な補助制度の検討等、確実に財源の確保に努めてください。市単独事業については、重点化により効果的な事業を厳選して実施するなど、事業費の削減に努めてください。なお、施設の統廃合に伴う公共施設等の除却については、合併特例債の借入期限である平成31年度までに計画的に実施していく必要があることについても留意してください。

( 4 ) 継続費・債務負担行為

継続費は、全体事業費及び年割額を算出するとともに、財源の算出根拠を明らかにして要求してください。債務負担行為は、後年度に財政負担を強いるものとなりますので、安易に設定を行わず、行政運営上不可欠なものに限定してください。

( 5 ) 特別会計

特別会計については独立採算の原則に則って、法令上特に定めるものを除き、財源不足額を一般会計からの繰入金に依存することなく、経営の合理化・経費の節減に努め収支の均衡を維持することを基本に、前述の一般会計に準じて予算要求してください。なお、一般会計からの繰出金については、繰出し根拠を示した資料を別途作成するなど、繰出しの根拠や基準を明確に示してください。

( 6 ) 企業会計

企業会計については、地方公営企業の趣旨にそって、地域の経済性の発揮を基本に効率的な経営にむけ一層の努力をするとともに、可能な限り収支の均衡を図るなど、一般会計の方針に準じて予算要求してください。なお、一般会計からの負担金等の繰出金については、所管課へ必ず予算要求書にて提示し、繰出し根拠を示した資料を別途作成するなど、繰出しの根拠や基準を明確に示してください。

( 7 ) その他

その他予算要求に関する留意事項等は、別途周知する「平成30年度当初予算編成にかかる留意事項及び予算要求書等の提出について」に記載している内容を十分に理解し対応してください。